

税務署申告会場

原則スマホ申告となりますので

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取り対応のスマホをご持参ください。

なお、スマホ申告にはマイナンバーカードのパスワード2種類が必要です。

※作成済の申告書等は、郵送又は税務署内の窓口で提出してください。
(〒528-8555 水口町水口5587番地3 水口税務署個人課税部門宛)

✓ 申告の持ち物をチェック

- ①「マイナンバーカード」または、「通知カード等の番号確認書類+運転免許証等の身元確認書類」

□ ②収入がわかる書類

- 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 営業、農業、不動産の所得がある方は収支内訳書(記入済みのもの)
- 上記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

□ ③控除の証明書等

- 社会保険料の証明書(国民年金保険料、任意継続の健康保険料)
※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明は、申告書に添付する必要はありません。
- 生命保険料や地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書(記入済みのもの)
※医療を受けた人・病院別に記載し、合計額を記入してください
※「医療費のお知らせ」でも可

- セルフメディケーション税制の明細書(この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません)
- その他、受けようとする控除の必要書類

□ ④振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの

金融機関届出印(振替納税を希望される場合のみ)

□ ⑤扶養控除等の判定のため、被扶養者の所得のわかる書類

□ ⑥昨年の申告書の控え(お持ちの方)

受付時間 9時～16時

※来場者数によっては、受付時間内でも受付を締め切る場合があります。

場所 サントピア水口 共同福祉施設 教養文化室

※会場の入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は税務署の公式LINEからも取得できます。

税務署公式LINE



所得税・住民税の確定申告は3月16日まで

問 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 Fax 63-4574 / 水口税務署 ☎ 62-0314(自動音声により案内)

申告会場は毎年混雑しますので、ぜひ
[e-Tax(インターネット申告)]をご利用ください。

申告書の作成・送信は国税庁のホームページから行えます。



申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)
(土日・祝日は除く)



市ホームページ

✓ 申告が必要かどうか、市ホームページでチェック

✓ 所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック

会場別情報

📍 市申告会場

市の申告会場では、令和8年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。

受付時間 (午前の部) 8時30分～11時30分 (午後の部) 13時～16時

受付会場・日程

会場	水 口	土 山	甲 賀	甲 南	信 楽
日	サントピア水口 共同福祉施設 1階 研修室	土山開発センター 1階 大集会室	甲賀地域市民センター 2階 会議室	甲南地域市民センター 3階 会議室	信楽地域市民センター 2階 会議室
2月16日(月)	申告相談日		佐山学区		
2月17日(火)	申告相談日		油日学区		
2月18日(水)	※ご注意 この期間は開催しておりません。		大原学区		
2月19日(木)	申告相談日	鮎河、山内学区			
2月20日(金)	申告相談日	大野学区			
2月24日(火)	申告相談日	土山学区			
2月25日(水)	※ご注意 この期間は開催しておりません。				
2月26日(木)	申告相談日		希望ヶ丘学区		
2月27日(金)	申告相談日		第一学区		
3月 2日(月)	申告相談日		第一学区		
3月 3日(火)	申告相談日		第二学区		
3月 4日(水)	※ご注意 この期間は開催しておりません。		第三学区		
3月 5日(木)	申告相談日		中部学区		
3月 6日(金)	申告相談日		多羅尾、朝宮学区		
3月 9日(月)	申告相談日		小原学区		
3月10日(火)	申告相談日		雲井学区		
3月11日(水)	※ご注意 この期間は開催しておりません。		信楽学区		
3月12日(木)	申告相談日		信楽学区		
3月13日(金)	申告相談日				
3月16日(月)	※ご注意 この期間は開催しておりません。				

●次の申告については受付できませんので、税務署の申告会場で申告してください。

- ・譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある申告
- ・雑損控除を受ける申告
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける申告
- ・青色申告、消費税の申告、令和6年分までの確定申告、死亡者の申告(準確定申告)
- ・事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の申告
- ・退職所得のある申告
- ・その他複雑な内容の申告

※混雑防止のため地区分けをしていますので、ご理解とご協力をお願いします。